

中小企業経営力強化資金

新事業分野の開拓のための事業計画書を策定し外部専門家の指導・助言を受けている方や「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方などを支援します。

融資制度の概要

融資限度額

7億2千万円（特別利率2億7千万円）

融資期間

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）

ご融資のイメージ

A社は金属部品製造業者で、「中小企業の会計に関する基本要領」を完全適用している。利益率の改善や債務の圧縮を課題と認識しているため、5年間の事業計画書を策定し、新たな販路開拓や業務のシステム化などに取り組む予定。

A社

取引
金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、事業計画の実施のために必要な運転資金および設備資金を支援しています。

▶ 適用利率表

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資利率
1	次のすべてに当てはまる方 (1) 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓などにより市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする方 (2) 事業計画書を策定し、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方	事業計画の実施のために必要とする設備資金および長期運転資金	基準利率 ただし、次のすべてに当てはまる方は2億7千万円まで特別利率① (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方 (2) 「当面6ヵ月程度の資金繰り予定表」および「部門別収支状況表」を含んだ事業計画書を策定している方
2	次のすべてに当てはまる方 (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を完全に適用している方または適用する予定である方 (2) 事業計画書を策定する方	事業計画の実施のために必要とする設備資金および長期運転資金	基準利率
3	独立行政法人中小企業基盤整備機構によるハンズオン支援を受けている方	経営課題の解決に取り組むために必要とする設備資金および長期運転資金	2億7千万円まで特別利率① 2億7千万円超 基準利率
4	取引金融機関の支援を受けて経営者保証免除計画を策定し、経営改革に取り組む方	経営改革に取り組むために必要とする設備資金および長期運転資金	2億7千万円まで特別利率① 2億7千万円超 基準利率

独立行政法人中小企業基盤整備機構の「ハンズオン支援」について

経営課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に、豊富な経験と実績を持つ専門家を一定期間派遣し、アドバイスを実施します。マーケティング企画の立案、業務のシステム化など特定の課題から、全社的視点の経営戦略・事業計画の立案のような高度なテーマ、先端分野への進出、広域展開やグローバル化に至るまで、幅広く対応します。詳細は右の二次元コードからご確認ください。

詳細は
こちら



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細
はこちら

